

東京医科大学病院 入院患者面会に関する内規

令和 8 年 6 月 1 日 制定

（目的）

第 1 条 この内規は、東京医科大学病院（以下、「当院」という。）の入院患者との面会について必要な事項を定めることにより、入院患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持、ならびに円滑な入退院支援を図ることを目的とする。

（面会時間）

第 2 条 面会時間は原則として別表 1 のとおりとする。

（面会者の条件）

第 3 条 面会者は次の条件を満たし、感染対策を遵守するものとする。

- （１） 面会者は患者の家族又は家族に準ずる方、患者が希望する方。
- （２） 12 歳以上（中学生以上）の方。
- （３） 来院時、発熱がない方。

（面会者の人数及び回数）

第 4 条 面会人数は、原則患者 1 名につき 4 名までとするが、個室ではこの限りではない。

2 面会回数は、原則面会者 1 名につき 1 日 1 回までとする。

（面会の手続き）

第 5 条 面会は次の手続きを経た上で行うこと。

- （１） 1 階の面会受付（防災センター）で「面会記録票」を 1 人 1 枚ずつ記入し、「一般面会カード」を受け取る。
- （２） 面会時は「一般面会カード」を着用すること。「一般面会カード」の有効期限は当日のみ。
- （３） 面会終了後「一般面会カード」を防災センターまたは総合案内の返却ボックスに返却すること。

（面会場所）

第 6 条 面会は原則として病棟内デイルームまたは病室（11 階 A 病棟無菌エリア内を除く）で行うものとする。

（面会中の禁止事項）

第 7 条 面会中は次の行為を禁止する。

- （１） 院外で面会すること
- （２） 大声での会話や他の患者の迷惑となる行為、暴言、暴力行為
- （３） 無断での面会場所の移動や許可された場所以外への立ち入り
- （４） 他の患者等への無断の写真撮影、音声録音及び SNS 等への投稿
- （５） 許可されていない医療機器への接触や操作
- （６） 敷地内での喫煙および飲酒
- （７） 指定場所以外での携帯電話の使用
- （８） お見舞い用のお花、植物等の持ち込み
- （９） ペットの持ち込み
- （１０） 当院職員の指示に従わない行為

（面会における留意事項）

第 8 条 面会者は次の事項に留意するものとする。

- （１） 患者、面会者ともに、咳エチケットを行う。
- （２） 面会の前後や病室への入退室時に手指衛生を遵守する。
- （３） 病棟により面会方法が一部異なる場合があり、当院職員の指示に従うこと

（面会の制限）

第 9 条 当院職員が患者の病状や面会者が面会中の禁止事項に抵触するなど、面会を行うことが不適切だと判断した場合、個別に面会を制限することができる。

（面会制限時の配慮）

第 10 条 やむを得ず面会の制限を行う場合であっても、面会場所の提供など配慮を行う。

2 当院職員が認めた診療上の都合や急変時等は、上記に掲げる条件等の限りではない。

（緊急時の対応）

第 11 条 非常災害時や緊急事態が発生した場合は、速やかに当院職員の指示に従い、避難または待機するものとする。

（内規の制定及び見直し）

第 12 条 この内規は、病院運営の状況や感染症流行状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。なお、この内規の改廃については、総務課が関係部署を招集して検討の上、病院管理会議で決裁を行う。

(周知)

第 12 条 この内規の内容は、院内掲示及び当院ホームページ等を通じて患者及び面会者へ周知する。

附則

この内規は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1

病棟	時間
一般病棟	11 : 30～20 : 30
NICU・GCU	12 : 00～20 : 30
小児病棟（14B 病棟）	11 : 30～20 : 00
メンタルヘルス病棟	12 : 00～19 : 00
救命救急センター（EICU）	14 : 00～16 : 00
	18 : 30～20 : 30
集中治療センター（ICU・CCU）	13 : 00～16 : 00